

法改正に伴う検討内容の整理

改正事項		法改正の概要	本市制度の現状	環境管理部会での検討内容（案）
追加 対象事業の	交付金事業を対象事業に追加 （政令改正：風力発電所を対象事業に追加）	補助金の交付金化に伴い、交付金の公布対象事業についても法対象事業とする（第2条） （政令改正：風力発電所を対象事業とする）	補助金の交付等を条例の対象事業の要件としていない 風力発電所について、対象事業としていない	交付金事業については検討不要 ☆ <u>風力発電所の対象事業への追加の必要性</u> ※規則において規定
の 方法書作成前 の 手続の 創設	計画段階配慮書の手続の新設	事業計画の立案の段階で、事業の位置、規模等を選定するにあたり環境の保全のために配慮すべき事項について検討を行い、検討結果を記載した計画段階配慮書を作成し、当該配慮書を公表することを事業者 ^に 義務づける（第3条の2～第3条の10）	規定していない	☆ <u>計画段階配慮の手続の新設の必要性</u>
改正 方法書・準備書・評価書の手続の	方法書における説明会の開催等の義務化	方法書段階における要約図書の作成及び説明会の開催を事業者 ^に 義務づける（第6条，第7条の2）	規定していない	☆ <u>方法書段階の要約図書の作成及び説明会の開催の義務化の必要性</u>
	電子縦覧の義務化	インターネットの利用等による環境影響評価図書の電子縦覧を事業者 ^に 義務づける（第7条，第16条，第27条）	規定していない	☆ <u>電子縦覧の義務化の必要性</u>
	評価項目等の選定段階における環境大臣意見の技術的な助言を規定	評価項目等の選定段階においても、環境大臣から主務大臣に意見を述べるものとする（第11条）	条例の手続の中に環境大臣の関与はない	検討不要
	政令で定める市から事業者への直接の意見提出	事業の影響が単独の政令で定める市の区域内のみに収まると考えられる場合は、市長から事業者 ^に 直接意見を述べるものとする（第10条，第20条）	条例対象事業について、市長が直接意見を述べている	検討不要
手続の改正 事後調査の	環境保全措置等の公表等の手続の具体化	環境保全措置の実施状況や事後調査の結果について、報告書を作成し、公表することを事業者 ^に 義務づける（第38条の2，第38条の3）	環境保全措置の実施状況や事後調査の結果について、事後調査報告書の作成は規定しているが、公表については規定していない	☆ <u>事後調査報告書の公表の義務化の必要性</u>

